

敬請各社、本邦の諸君ニ對スル為ニ依リ能共スルヲ欲ニ相商スル旨
 ヲ特ニ在野トシテ文致ス

第四條 株式會社株式會社ニ於テ本社以外ノ諸君ニ依リ能共スルヲ欲ニ相商スル旨
 ヲ特ニ在野トシテ文致ス

第五條 株式會社ハ商會會社ノ紀律ニ遵スヘク苟モ本社ノ利益ヲ害スルヲ行ハ
 スコトヲ得ズ
 株式會社ハ商會會社ノ紀律ニ遵スヘク苟モ本社ノ利益ヲ害スルヲ行ハ
 達ノ規定ニ依リ終止ヲ停止シテ之ハ一ツ文致セズ

強硬ノ態度ヲ持テ
 會社ノ回答ヲ待テ
 一日ノ交渉ニ引續ク其ノ旨
 組合ノ代表者何處ニ至
 温順ナル態度ヲ以テ交渉
 會社が吾が代表者何時に於
 温順ナル態度に對シ會社が
 味悪ク感じ大ニ新田常務理事
 何處に於テ温順ナル態度
 之ヲ對シ大ニ代表者
 温順ノ中ニも強固に「全權
 有ル會社ノ回答ヲ考慮中
 研究中等云々曖昧ナル言
 辭は漸じて承認ナルことか
 果行ハルことか或は実
 行しないことか、ナリ回答シテ
 貰いたし、若し會社が能く不
 誠意ヲ持テ「曖昧ナル言
 辭」以テ回答するに、は
 其ノ時々最早吾が代表者
 之を後ニ組合ノ行動に就テ責
 任ヲ持テぬ
 之ヲ對シ「陳情」大ニ新田
 商務課長は之に對シ
 「諸君ノ意」ある所は先合諒

六月十六日
 東京電學會議三一ノ又
 爭議團本部發行

事ノ思ひます
 金後業員諸君
 愈々最後ノ回答は明日も
 油断なく嚴然たる決意を以テ
 待テ、若し會社が從價、如
 金後業員を侮辱する如ク態度
 を以テ考慮するに、研究する
 之が云々嚴然たる回答を敢テ
 味悪ク感じ大ニ新田常務理事
 何處に於テ温順ナル態度
 之ヲ對シ大ニ代表者
 温順ノ中ニも強固に「全權
 有ル會社ノ回答ヲ考慮中
 研究中等云々曖昧ナル言
 辭は漸じて承認ナルことか
 果行ハルことか或は実
 行しないことか、ナリ回答シテ
 貰いたし、若し會社が能く不
 誠意ヲ持テ「曖昧ナル言
 辭」以テ回答するに、は
 其ノ時々最早吾が代表者
 之を後ニ組合ノ行動に就テ責
 任ヲ持テぬ
 之ヲ對シ「陳情」大ニ新田
 商務課長は之に對シ
 「諸君ノ意」ある所は先合諒

之する期六日に諸君ノ意
 に添ふべく回答する
 之述ニ交渉を打切、た
 之は既に諸君に承知